

千葉県報

号外特
令和7年1月19日

主要目次

告示

- 疑似患畜の発生（三件）
- 令和七年千葉県告示第七号の四の一部を改正する告示
- 令和七年千葉県告示第七号の五の一部を改正する告示

告

示

千葉県告示第十七号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和七年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	鶏	約二八〇、〇〇〇	銚子市猿田町	令和七年一月十九日

千葉県告示第十七号の四

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和七年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	鶏	約三六〇、〇〇〇	銚子市猿田町	令和七年一月十九日

千葉県告示第十七号の五

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患畜の発生の届出があった。

令和七年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患畜	鶏	約一二二〇、〇〇〇	旭市三川	令和七年一月十九日
〃	〃	〃	約一七、〇〇〇	旭市三川	〃
〃	〃	〃	約一七、〇〇〇	旭市倉橋	〃

千葉県告示第十七号の六

令和七年千葉県告示第七号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「忍町」の下に「白石町」を加え、同欄第二号中「（一般国道百二十六号線の以北の区域に限る。）」を削り、「長尾」を「長尾、萩園、塙」に、「及び貉野」を「貉野及び横根」に改める。

千葉県告示第十七号の七

令和七年千葉県告示第七号の五（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「唐子町」を「春日町、唐子町、北小川町」に改め、「清川町四丁目」の下に「栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、三軒町」を加え、「白石町、新町」を「新町、陣屋町、末広町、台町」に、「高野町」を「高野町、中央町」に、「野尻町」を「西芝町、野尻町、東芝町、双葉町」に、「三門町」を「三門町、三崎町一丁目、三崎町二丁目、三崎町三丁目」に、「宮原町」を「宮原町、妙見町」に、「及び余山町」を「余山町及び若宮町」に改め、同欄第二号中「三川（一般国道百二十六号線の以北の区域を除く。）」「萩園、塙」及び「横根」を削る。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八